

野田市公告第 105 号

野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和61年野田市条例第36号）第6条第1項の規定により、賦課対象区域を次のとおり決定する。

令和6年4月1日

野田市長 鈴木 有

1 賦課対象区域

(1) 野田第2負担区

大 字	小 字	区 分
上花輪	神明腰	各一部
鶴奉	庚申塚	
柳沢新田	稲荷前	
花井新田	上野馬込	
桜台	往還西通	
尾崎	南谷原	

(2) 野田第3負担区

大 字	小 字	区 分
野田	山王山下	各一部
清水	雨溜り	
柳沢新田	庚申塚	
山崎	北大和田、殿山、上里、島	
七光台		
尾崎	堂山、篠山、遠山	

なお、関係図書は令和6年4月1日から令和6年4月15日までの午前8時30分から午後5時15分の間（但し、土曜日、日曜日及び休日は除く）、野田市建設局土木部下水道課において縦覧に供する。